

真相究明の
基本資料！

病者の人権問題資料集成[1]

近現代日本
ハンセン病問題
資料集成
全八巻

〔編集復刻版〕

A4判・B5判／上製／総二、九六八ページ

● 決定価一本体一九〇、〇〇〇円十税
● 編・解説——藤野 豊(日本近現代史研究者)

近現代日本

ハンセン病問題

資料集成

戦前編

なぜ患者は隔離を強制されたのか——

近現代における

ハンセン病をめぐる、国家、医療者、宗教者、
そして患者自身の言説をたどり、統計資料や

公文書類も駆使した、待望の資料集成！

不二出版

近現代日本
ハンセン病問題
資料集成

「病者の人権」の確立のために

藤野 豊

(日本近現代史研究者)

二〇〇一年五月十一日、熊本地裁はハンセン病患者・元患者への隔離政策の誤りを認め、国家に賠償を求める判決を下した。戦前は軍事大国を、戦後は「文化國家」を、そして経済大国を建設するために、ハンセン病者は「存在に値しない生命」として社会から政策的に隔離された。本資料集成は、その国策とそれに踊った自治体、宗教団体、ジャーナリズム、そしてそのなかにおいても人間の尊厳を求めてやまなかつた病者の記録である。

なぜ、国家はハンセン病者に対し、このような酷な政策を実施し得たのか、今、真相究明の必要が叫ばれている。また、将来、一度とこのような病者であるが故の人権侵害を再発させてはならないとの声も聞こえてくる。本資料集成は、そうした真相を究明し、再発を防止するための基礎文献である。私は、現代日本に「病者の人権」という理念を樹立させるために、これを編纂した。



絶対隔離を支えたもの

内田博文

(九州大学法学部)

推薦します

病人史・社会学・文化論・家族論の資料として

川上武

(医師・医療史研究者)

わが国の場合、「隔離」政策に基づく「精神障害者」の身柄拘束は、犯罪者のそれをするかに上回っている。たとえば平成六年に有罪が確定した犯罪者は一一四万人。そのうち実刑を言い渡された者は二・六%のほん三万人。このうち五年以上の懲役・禁固は一五〇〇人で、有罪が確定した者の中では僅かに〇・一%。これに対し、精神医療施設の中で自由の制限を受けている「精神障害者」は約三三万人、そのうちおよそ半数の一身柄拘束は、二四時間出入り口を施錠された病棟に収容されおり、収容期間が五年を超える者は三三万人の四六%にある一五万人である。

しかば、ハンセン病「患者」の場合はどうであったか。驚くべきことに「らい予防法」により一〇〇%の身柄拘束、それも終身拘束が目指された。今でも続く、このような「狂氣」を支えたものは何か。昨年五月一日の熊本地裁判決でも多くは闇の中にある。真相究明が喫緊の課題となつてお、本資料集成出版の意義は大きい。

(うちだ・ひろふみ)

私は日本医学史に若い頃から関心をもつっていました。だが疾病や医療の歴史はあるのに、病人の歴史のないのに不満を感じました。その思いもあり、資料の少なかつた時代の制約もありましたが、問題提起の意図を兼ねて『現代日本病人史』(一九八二年)を刊行しました。

急性伝染病(ペスト、コレラ……)をはじめ、結核、精神病障害、らい(ハンセン)病の病人がいかに国家・社会から差別されているかがわかりました。とくに、ハンセン病の場合は「生前に家族なく、死後に遺族なし」(川端康成)といわれたくらいでした。

どうしてこのような時代がつくられたかは藤野豊先生の著書で説明されています。樋口一葉の時代にはハンセン病患者も東京でも一般病院に入れたのです。

戦後の医療技術革新により、結核、精神障害への差別は解消したり軽減しました。だが、ハンセン病はプロミンが開発されたのに、絶対隔離がつづき、一九九六年のらい予防法の廃止により、一応の決着を見ました。

しかし、ハンセン病は「戦後日本病人史(近刊)」のなかでも、いぜんとして重要な問題になっています。この仕事が終わつてから、島比呂志『奇妙な国』を読み、小説とはいえハンセン病患者をどうみるかについて、改

めて反省をせまられました。

こんど『近現代日本ハンセン病問題資料集成』が刊行されるのは、病人史・社会学・文化論・家族論の資料として、研究者に便宜を与えられると思います。これによりハンセン病を軸とした、もうもろの分野での仕事が進みやすくなるでしょう。

(かわかみ・たけし)

強制隔離撲滅政策の背景とその根源を問う

神 美知宏

(全国ハンセン病療養所入所者協議会)

わが国では、ハンセン病は、古くから「業病」とか「天刑病」として、差別、偏見、迫害の対象とされてきた。病因については、一八七三年(明治六年)にアルマウエル・ハンセンが、らい菌を発見してからもなお国内では伝説が支配的で、伝染説は容易には受け入れられなかつた。しかし、一八九七年(明治三十一年)第一回国際らい会議の決議により伝染説が確立した。

以来、国内で関心が高まり、文明國たる地位を確かなものにするためには「患者の存在は国辱である」との思想が台頭し、患者撲滅政策が推進されることとなつた。昭和の初頭から第二次大戦まで、政府の指導のもとに、「無らい県運動」と称して進められた強制隔離政策を国民も容認し、患者の強制収容に荷担した。

強制収容の有様は記録に詳しいが、あまりにも権力

ハンセン病

社会と国家と人権と

近現代日本ハンセン病関連年表

一八七三年・A・ハンセン、癪菌を発見	一八七五年・漢方医・後藤昌文、初のハンセン病専門病院を開設
一八八九年・宣教師テスト・ウイード、静岡に神山復生病院開院	一八八九年・第一次ハンセン病国際会議。感染症であると確認
一八九七年・道府県連合立療養所五カ所設立	一八九七年・漢セン病患者をめぐる政策・問題を一八七〇年代以降、らい予防法改正反対運動までの一九五〇年代前半まで跡づける資料集である。
一九一六年・全生病院(東京)で断種手術開始	遺伝病であるとされた近代のごく初期の「癞病」をめぐる言説。一九世紀末ハンセンにより癞菌による感染症であることが判明して後、治療するというよりもむしろ文明國の恥部としてひたすらに隔離すること目的とした療養政策。しかもその感染力が弱いということが明らかであつてなお優生政策のもとで隔離は拡大強化された。その間、患者は偏見のものに放置され、故郷や職場を追われ、名前を奪われ、残された家族もまた差別にさらされた。
一九一五年・全生病院(東京)で断種手術開始	そして戦後、特効薬の開発にもかかわらず強制隔離は続けられた上に優生保護法のもとで断種・中絶までが合法化され、社会の偏見が正されることなく一九九六年のらい予防法廃止までいたつた。
一九二〇年・岡山に初の国立療養所・長島愛生園開園	本資料集成ではまず「戦前編」として一八七六年から一九四四年までの諸資料約一六〇点を編集復刻するものである。
一九二六年・栗生楽泉園(群馬)内に監禁施設「特別病室」設置	本資料集成ではまず「戦前編」として一八七六年から一九四四年までの諸資料約一六〇点を編集復刻するものである。
一九三〇年・「癞予防二閑スル件」公布。主に放浪患者が対象	不二出版
一九三一年・予防法改定。全患者が絶対隔離の対象に	
一九三六年・無癞県運動の本格化	
一九四〇年・国民優生法成立。遺伝性病者への断種が合法化	
一九四一年・公立療養所の国立移管	ハンセン病は対象外だが、実際は断種が继续
一九四二年・長島事件。入所者が強制労働拒否、自治会結成要求	第一五回国立療養所で小笠原登の隔離不必要説が、絶対隔離派の光田健輔らにより政治的に抹殺
一九四三年・栗生樂泉園(群馬)内に監禁施設「特別病室」設置	一九四三年・プロミンの有効性報告される
一九四四年・国民優生法成立。遺伝性病者への断種が合法化	一九四四年・敗戦。翌年、患者にも選挙権
一九四五五年・敗戦。翌年、患者にも選挙権	一九四五五年・全国の患者の自治組織「全癞患協」設立
一九四七年・この頃からプロミンが国内で使用され始める	三人の園長により隔離必要との国会証言
一九四八年・公立療養所の国立移管	第一五回国立療養所で小笠原登の隔離不必要説が、絶対隔離派の光田健輔らにより政治的に抹殺
一九四九年・「救らい事業」団体藤楓協会設立	一九四九年・プロミンの有効性報告される
一九五〇年・「らい予防法」改定	一九五〇年・「癞予防二閑スル件」公布。主に放浪患者が対象
一九五一年・全国の患者の自治組織「全癞患協」設立	一九五一年・全国の患者の自治組織「全癞患協」設立
一九五二年・三人の園長により隔離必要との国会証言	一九五二年・三人の園長により隔離必要との国会証言
一九五三年・「らい予防法」改定	一九五三年・「らい予防法」改定
一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件	一九五四年・竜田寮児童通学拒否事件
一九五五年・社会復帰開始	一九五五年・社会復帰開始
一九五六年・長島大橋架設	一九五六年・長島大橋架設
一九五七年・らい予防法廃止	一九五七年・らい予防法廃止
一九五八年・社会復帰開始	一九五八年・社会復帰開始
一九五九年・「久久長島大橋架設	一九五九年・「久久長島大橋架設
一九六〇年・熊本地裁判決	一九六〇年・熊本地裁判決

による収容がすさまじかったので、一家心中、一家離散、自殺等々は枚挙にいとまがなく、そのことを通じて、病気に対する社会の偏見・差別がいつそう助長された。収容患者に対しては、断種、墮胎が強制され、施設運営の作業就労が義務付けられた。療養所開設以来、隔離の壁の中で無念の涙をのみ死んでいった者は、二三、八〇〇人を数える。

本資料集成は、一八七〇年代以降一九五〇年代までの日本のハンセン病政策の背景及び、患者放逐の経緯と実態が、資料として網羅編纂されている。わが国のはんセン病政策の歴史を検証する上で、欠かすことのできない貴重な史料であることを確信する。

広く「考える機会」を
与える資料集成

斎藤美奈子（文芸評論家）

私のような在野のライターにとつて、散逸している一次資料の収集は最初の関門である。その点、ひとつテーマに沿つて編まれた資料集成（とそれを所蔵している図書館）は涙が出るほどありがたい。「集めること」に費やす時間とエネルギーを「考えること」に当てる事ができるからだ。

一九〇〇年五月のハンセン病国家賠償請求訴訟・熊本地裁判決によって、ハンセン病患者に対する国の不当な隔離政策、差別迫害の歴史があらためて明るみに出された。信頼できる編者を得て、このたび『近現代日本ハンセン病問題資料集成』が出版されるることは、学生やアマチュアの研究者にも広く「考える機会」を与える

各卷內容

卷之三

- 〔第1卷〕

一　　——癩病考　後藤昌文／一八七六・一

二　　——起廢病院医事雑誌第一号　仮名読新聞社／一八七七・六

三　　——起廢病院医事雑誌第二号　仮名読新聞社／一八七七・一〇

四　　——後藤昌文先生甲府三井座演説大要
編＝後藤昌盛／一八八〇・一二

五　　——難病自療　後藤昌直／一八八二・六

六　　——起廢病院医事日誌　起廢病院／一八八三・五

七　　——癩病蔓延ノ予防及ビ癩病家ノ注意書
荒井作／一八九〇・九

八　　——癩病論演説筆記　筆記＝川田孝吉／一八九一・一

九　　——一厘の功德深敬第一号　身延深敬病院／一九〇六・一

一〇　——癩病最新治療書　編・著＝中村鉄太郎／一九〇八・七

一一　——神山癩病院概況　ヨゼフ・ベルトラン／一九一四・五

一二　——癩病と社会問題　増田勇／一九〇七・七

一三　——癩の治療法全　菅井竹吉／一九一四・一

一四　——癩病予防に就て　編＝原胤昭／一九一五・四

一五　——癩療養所収容癩患者統計
明治四十三年末現在數並明治四十四年乃至大正三年ノ入院數及退院數
編＝内務省衛生局／一九一七・三

〔第2卷〕

- 一八——本邦癩病叢錄〔抄録〕光田健輔坂井義三郎／一九一九・七
沖繩県岡山県及台灣出張復命書
内務省衛生局／一九一八・六

一九——保健衛生調査会委員光田健輔
内務省衛生局／一九一九・二

二〇——各地方ニ於ケル癩部落、癩集合地ニ閔スル概況
編＝内務省衛生局／一九二〇・六

二一——癩予防に関する意見 述＝光田健輔／一九二一・一

二二——癩予防ニ関スル件 編＝内務省衛生局／一九二一・一

二三——癩患者統計 大正八年三月三十一日
編＝内務省衛生局／一九二一・三

二四——癩患者の告白 編＝内務省衛生局／一九二三・三

二五——財団法人身延深敬病院一覽 身延深敬病院／一九二四・一

二六——熊本市琵琶崎待労院の事業 待労院／一九二五・一〇

二七——日本国民に訴ふ 癩病絶滅運動期成同盟会／一九二六

二八——日本に於ける癩問題に関する私見
村田正太／一九二七・四

二九——神山復生病院(癩病院) ドルワード・レゼー／一九二八・一

三〇——この世の中でも最も不幸な人々は! 寮友会／一九三〇・一

三一一——癩病ト其ノ救済施設 小林和三郎／一九三〇・八

三二——生松原療養病院案内図／一九三〇

三四——癩予防ニ関スル法律中改正法律案参考資料
内務省衛生局／一九三〇

三五——財団法人癩予防協会趣意書／一九三一・一

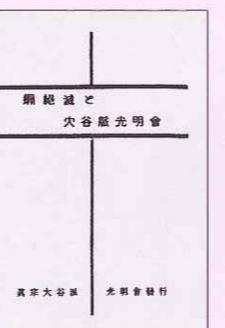
三六——癩患者ノ浮浪状態 毛澤鴻／一九三一・一〇

三七——癩患者ノ浮浪状態 財団法人癩予防協会寄附行為

三九——患者送

卷之三

- 内務省衛生局／一九三一
- 〔第三卷〕
- 四一——癩は遺伝にあらず(日本M.T.L.リーフレット 第五編)
日本M.T.L./一九三二
- 四二——第一回療養所協議会状況書 大島療養所／一九三二・一
四三——癩患者ニ関スル統計昭和五年三月三十一日調査
編＝内務省衛生局／一九三二・二
- 四四——祖国日本の名譽と恵まれざる人々のために
編＝癩病根絶期成同盟会／一九三二・六
- 四五——大宮御所御歌会御兼題詠歌写
癩予防協会／一九三二・一
- 四六——長島開拓 長島愛生園慰安会／一九三二・一二
- 四七——癩予防法ニ依ル行政処分ニ関スル件 一九三二
(其ノ二)(其ノ二)(其ノ三) 昭和七年中
- 四八——昭和六年度事業成績報告書 癩予防協会／一九三三・一
四九——官公立癩療養所状況昭和八年五月
編＝内務省衛生局／一九三三・五
- 五一——國から癩を無くしませう 村田正太／一九三三・八
内務省衛生局／一九三三・一
- 五二——癩患者救護月報(昭和八年十一月中) 昭和八年十一月中
- 五三——愛のみち第五号 編＝飯野十造／一九三三・一二
内務省衛生局／一九三三・二
- 五四——癩の看護学 小笠原登／一九三四
内務省衛生局／一九三四・一
- 五五——癩予防思想普及付十坪住宅献納運動 醍醐篤三郎／一九三三・四
醍醐篤三郎／一九三三・四
- 五六——癩療養所長会議々事々項昭和九年一月十六、七日
一九三四・一
- 五七——昭和七年度事業成績報告書 癩予防協会／一九三四・一
五八——十坪住宅(愛生パンフレット第三輯) 長島愛生園慰安会／一九三四・三



人権とノーマライゼーションの
真の実現に向けて

——永岡正二（梅花女子大学文学部）

ハンセン病元患者さんたちの権利回復の取り組みがようやく進展を見せてきた。それと同時に取り戻すとの出来ない過去の過ちの重さに肅然とした思いがある。過ちを繰り返さないためには歴史の事実を正しく理解することが不可欠である。それは病への理解、隔離政策と差別の実態、当事者の日々の生きる努力、支援者の連帯の芽生え、こうした歩みを追体験することでもある。民主主義も人権も社会福祉も、人間的な生活を求めてたたかう人々の懸命な歩みの中から築かれてきた。ハンセン病の歴史を問うことは私たちの生き方を問うことだと教えられる。

なぜ根強い差別構造がこれほどまで日本で続いたのか。生活を守るために努力や葛藤はどのようであったのか。まず資料に立ち戻って、理解を共有しなければならない課題が多い。

このようなとき、本資料集成が刊行される。藤野豊氏は終始一貫して人権と差別の歴史的課題に精力的に取り組んでこられた。収録資料は国内の動向を中心として、その広く確かな視座で選択されている。戦前編の資料を見ると、政策動向だけでなく、後藤父子、レゼー、ハンナ・リデルらの初期の民間の取り組み、村田正太らの発言、そして患者運動の発展と、歩みが多面的に示されている。この資料集成が多くの人々に読まれ、人権ヒノーマライゼーションの真の実現に向けて、

癪患者ノ浮浪状態

(1)

浮浪患者ノ状態

浮浪癪患者ノ分布状態。統計ハ之レヲ二期ニ亘るスルコトが出来ル
第一期ハ大正九年春頃マヂ、次レ以降ヲ第二期トスル即テ第一期ハ浮
浪ノ中心が東京ニアツテ第二期ハ帝都ヲ離レテ大阪地方ヲ中心トシ
タ時アル

京都エ浮浪徘徊シタ患者ハ常ニ百名ヲ下ツタ事ハ殆ンドナイト言フ

テヨイ

大正八年七月間東浮浪、親分ト之言フベキ因縁某が全生院ニ再収
容セラレテカラ彼等浮浪團ニ動搖ヨリタシ田代ガ病院生活カラ脱シ
テ横浜市南太田町ニ移住スルヤ彼等ノ一團ハ次第ニ帝都ヲ離レル様
ニナツクガ未だ市内ニ浮浪スル迄、ハ相當アルノデ真、筋ヂハ浮浪
癪患者根絶ニ向ツテ絶工ハ浮浪者將ヲ行ツタ結果彼等ハ遂ニ生活
不安、為メニ癪患者ニ比較的自由ナル安全ナ京阪地方ヘ向ツラ移動

スルコトニナツタ

其ノ當時ニ於ケル東京市内ノ彼等ノ居住地ハ日暮里、三河島、田端、深川
月島、川崎、名所アツタ日暮里元金杉ハ巨懸田代ノ居住地ダケアツ
テ其ノ周囲一体ハ之等一團、住家アツタ同野一四立六番地ニ小野
某が住シ元金杉一四四一番地ニ額田某が日暮里一〇四番地ニ森某が
三河島前湯二八五八番地ニ太田某が田端ニ堀江某が尾ヲ構工テ居タ
之等ハ名々七八人ヨリ十数人ノ者が宿泊シテ癪患者ノホテルノ感ガ
アル此ノ他史婦者ニシテ一戸ヲ構エタ者ハ數十軒ニ及ンデ居タ
述シテ茲ニ記シタ次第アル

毛 涯 鴻

昭和六年十月

チ居タ

日本MTLリーフレット 第五編

が起ると云ふ譯ではなく、五年十年と経つてから病氣が現はれてくる。その爲に自分は何時病菌を受けたかと云ふ様な事がはつきりしない。即ち傳染と云ふ考へ方が難しい。

又例へば祖父さんが癩で死んだ。それから數年で孫が發病した「そら見ろ、癩は傳染で無い。血筋なればこそ、祖父さんが五年も前に死んだ後で孫が病氣になつたではないか。」人はさう云ふ。併しこれは前に述べた潜伏期の長いと云ふ事で説明が出来るのである。

祖父の生きて居る間に孫に病菌が移つて居た。それが潜伏期中に祖父が死に後孫が發病したのである。

(2) 迷信的遺傳信仰

又一方には遺傳に無理にてづちあけるものが多い。

今一人の癩患者が發病した。これにはどうしても祖先に病者が居たに違ひない。そう考へて探し出す。そして果して見つかつたと云ふ。この病者の祖父の祖父の祖父が癩病らしかつた。矢張り血統なんだと云ふのである。

第一此の祖先の癩と云ふものが疑しい。先年栃木縣で警察官のあげて居る癩患者なるものがどの程度に確なものかを醫師をして調べさせたのに、その五分の一以上が癩ではなかつたと云ふ。此の様な事は療養所に送られて来る病者の中にもある事であり、又山間僻地の病者を訪れる時見出す事實である。その中には梅毒があり小兒麻痺があり多くの神經病がある。

前の例で祖先の癩が確なものとしてもそれが五十年も後の子孫に傳はり様はないのでこれは他で傳染して來たものである。日本は癩に感染するにそう不自由しないだけ多くの病者を國內に持つて居るのである。それを遺傳盲信者が根掘り葉掘り祖先に癩患者若しくはそれらしいものを探し出して遺傳説を作りあげるのである。

若し果して血統の病氣であるならば一つ源から出る日本國民はすべて癩筋であらう。今日、今から愚な遺傳説は撤回すべきである。

(3) 未患兒童分離

今度出來た癩豫防協會の事業に未患兒童の分離と云ふ事があり、愛生園に於ては既に十名の兒童を分離して居る。即ちこれは病者の生んだ子供を早く親から引離して育てるので、かくする事によつて子供は癩にかかるこことから逃れしめるのである。日本では割合に新しい事であるが外國では早くからこれを行つて多くの子供が兩親から病毒を受けた。癩の感染は十歳以前に最も多い。又感染には病者と相當密接に接觸するのを逃れた。癩の感染は十歳以前に最も多い。又感染には病者と相當密接に接觸する事が必要である。故に一家族の中に病者が出る譯であり、又同じ一家でも年齢の多いつれあいなどは一向うつらず小さな子供が續々發病する譯である。その時期に早く離して育てれば決して癩は起らぬのである。此の一つの事實でも癩は遺傳でない事が解るのでもし他の遺傳病例へば精神病の様なものであればその子がその親の遺傳物質を受けて居る以上どんなに早く親から引離したつてその精神病は起るのであつて前癩の場合とは全く異なるのである。

先日も光田園長が○○縣の山間の癩者を訪れたが、その家の子は何も症候がなかつたが反つていつも遊びに来る隣の子供二人が二人迄既に癩初期の徵候を現はして居た。その隣の家は家族に癩の全く無い家である。

(1) 潜伏期

その一つの原因是潜伏期の長い事である。

癩は五年から十年と云ふ潜伏期を持つて居る。即ち癩菌が人體内に入つてもすぐ病氣に

明白に知るであらう。

五九 日本の奴隸解放附愛國慈善切手運動提唱 (日本MTL長島支部パンフレット) 一九三四・六

六〇 世界の癩を訪ねて 林文雄 一九三四・八

六一 ミスハンナリデル 編 飛木甚吾 一九三四・一〇

六二 患者相談所患者異動月報 (昭和九年十一月中)

癩予防協会 一九三四・二

六三 癩患者救護月報 (昭和九年十一月中)

内務省衛生局 一九三四・二

六四 昭和十年所長会議 一月十五、十六日 一九三五・一

六五 愛のみち第七号 編 飯野十造 一九三五・一

六六 昭和八年度事業成績報告書 癩予防協会 一九三五・三

六七 皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業

述 関屋貞三郎 一九三五・六

六八 癩予防デーに際して 林芳信 一九三五・六

六九 癩伝染の径路 中条賀俊 一九三五・六

七〇 救癩 原田久作 一九三五・六

七一 大島療養所二十五年史 一九三五・七

七二 沖縄の癩者を救へ!! 林文雄 服部団次郎 一九三五・八

七三 風水害記念誌 第三区府県立外島保養院 一九三五・九

七四 感謝録 神山復生病院 一九三五・一〇

七五 栗生樂泉園 栗生樂泉園 一九三五・一

七六 日曜学校会報昭和十年十二月三日

日本日曜学校協会 一九三五・二

七七 見よこの悲惨事 救を待つ沖縄の癩者



- (日本MTL長島支那パンフレット) 編 日本MTL 一九三五
- 八二 星座第一輯建設篇 星塚敬愛園慰安会 一九三六・五
- 八三 癩予防施設概観昭和十年 癩予防協会 一九三六・六
- 八四 癩問題に就て (資料第十三号) 三井報恩会 一九三六・九
- 八五 「患者の封書写し」 山口 一九三六・一
- 八六 長島愛生園入園者自助会会則
- 附常務委員会規定・會長規定・自助会役員選舉規定 一九三六・一二

八七 癩自由療養村趣意書
- 癩自由療養村建設期成会 一九三六・二

八九 長島愛生園患者騒擾事件顛末書
- 自昭和十一年八月十二日至昭和十一年八月二十八日

長島愛生園 一九三六
- 九〇 所長会議関係資料昭和十二年 一九三七

九一 癩の話 桜井方策 一九三七・二
- 九二 癩の社会的影響附癩患者の病理及心理の研究

小松茂治 一九三七・二
- 九三 沖縄紀行癩問題をたづねて 遊佐敏彦 一九三七・三

九四 患者ノ犯罪二関スル件報告官衛親第一四九号
- 大阪府知事 一九三七・三

九五 昭和十年度事業成績報告書 癩予防協会 一九三七・三
- 九六 癩予防施設概観昭和十二年 癩予防協会 一九三七・三

九七 癩患者の指導昭和十一年度 癩予防協会 一九三七・三
- 九八 草津聖バルナバ医院略史コンウォール・リー女史と救療事業

草津聖バルナバ医院 一九三七・四
- 九九 沖縄MTL報告第二号 (昭和十一年二月 昭和十二年二月)

一九三七・五
- 一〇〇 感謝録第二輯 神山復生病院 一九三七・五

一九三七・五



「癩予防事業」の全国的運動(横浜市にて。1935年頃)

〔第5巻〕

七八 救癩事業雑感特に斯業の戦線統一と国民の協力一致を切望す

横田忠郎 一九三六・二

八〇 沖縄MTL報告第一号(昭和十年五月 昭和十一年一月)

一九三六・二

八一 癩患者二関スル統計昭和十年三月三十一日調査

内務省衛生局 一九三六・三

八二 星座第一輯建設篇 星塚敬愛園慰安会 一九三六・五

八三 癩予防施設概観昭和十年 癩予防協会 一九三六・六

八四 癩問題に就て (資料第十三号) 三井報恩会 一九三六・九

八六 長島愛生園入園者自助会会則

附常務委員会規定・會長規定・自助会役員選舉規定 一九三六・一二

八七 癩自由療養村趣意書

癩自由療養村建設期成会 一九三六・二

八九 長島愛生園患者騒擾事件顛末書

長島愛生園 一九三六

九〇 所長会議関係資料昭和十二年 一九三七

九一 癩の話 桜井方策 一九三七・二

九二 癩の社会的影響附癩患者の病理及心理の研究

小松茂治 一九三七・二

九三 沖縄紀行癩問題をたづねて 遊佐敏彦 一九三七・三

九四 患者ノ犯罪二関スル件報告官衛親第一四九号

大阪府知事 一九三七・三

九五 昭和十年度事業成績報告書 癩予防協会 一九三七・三

九六 癩予防施設概観昭和十二年 癩予防協会 一九三七・三

九七 癩患者の指導昭和十一年度 癩予防協会 一九三七・三

九八 草津聖バルナバ医院略史コンウォール・リー女史と救療事業

草津聖バルナバ医院 一九三七・四

九九 沖縄MTL報告第二号 (昭和十一年二月 昭和十二年二月)

一九三七・五

一〇〇 感謝録第二輯 神山復生病院 一九三七・五

一一 十坪住宅第六版(愛生パンフレット第3輯)

長島愛生園慰安会 一九三七・六

一〇二 癩根絶の途 長与又郎 一九三七・七

一〇三 癩治療研究所設立の必要 村田正太 一九三七・七

一〇四 官公立療養所状況 内務省衛生局 一九三七・九

一〇五 草津町湯之沢に於ける癩の統計的考察

栗生樂泉園 一九三七・一

一〇六 昭和十一年度事業成績報告書 癩予防協会 一九三八・三

一〇七 癩患者の指導昭和十一年度 癩予防協会 一九三八・三

一〇八 所長会議関係資料昭和十一年五月十九、二十日

一〇九 鳥取県ノ無癩運動概況 鳥取県癩予防協会 一九三八・六

一一〇 療養の手びき 癩予防協会 一九三八・六

一一一 日本癩病小史 今谷逸之助 一九三八

一一二 昭和十二年度事業成績報告書 癩予防協会 一九三九・三

一一三 官公立癩療養所長会議昭和十四年五月十九、二十日

一一四 救癩五十年苦闘史 岩下社一 一九三九・六

一一五 癩の解説

一一六 官公立癩療養所長会議々案昭和十五年五月十、十一日

一一七 慈光 國立療養所同康院 一九四〇・五

一一八 宮公立癩療養所長会議々案昭和十五年五月十、十一日

一一九 厚生省 一九四〇・五

一一一 癩患者心理の觀察 石松量藏 一九四〇・二

一一二 最近癩患者心理の觀察 石松量藏 一九四〇・二

一一三 本妙寺の癩部落解消の詳報資料(四)

一一四 本妙寺の癩部落解消の詳報資料(四)

一一五 我國の癩予防事業について 癩予防協会 一九四一・六

一一六 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一七 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一八 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一九 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一一一一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一一二一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一一三一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一一四一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一一五一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一一六一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一一七一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一一八一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一一九一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一二〇一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一二一一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一二二一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一二三一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一二四一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一二五一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一二六一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一二七一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一二八一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一二九一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一三〇一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一三一一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一三二一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一三三一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一三四一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一四五一〇 国立癩療養所長会議昭和十六年七月十五日、十六日

一一五六一〇 国立癩療養

近現代日本 ハンセン病問題 資料集成

編集復刻版
戦前編

全八卷

A4判・B5判／上製／総二、九六八ページ

●編・解説 藤野 豊(日本近現代史研究者)

●推薦 内田博文・川上武・神美知宏・斎藤美奈子・徳田靖之・永岡正己

● 捩定価 一本体 90,000円+税

配本概要

●第一回配本 1001年六月刊行

第一卷 一八七六(一九一七年)解説

第二卷 一九一八(一九三一年)

第三卷 一九三二(一九三四年)

第四卷 一九三五年

● 捩定価 一本体 100,000円+税

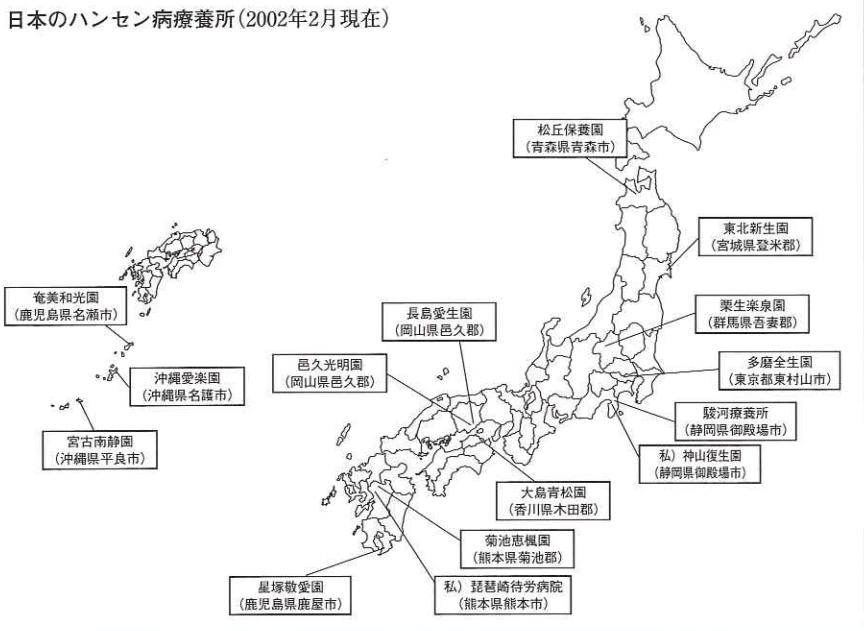
ISBN4-8350-2894-5

- 第二回配本 1001年二月刊行
- 第五卷 一九三六(一九三七年)一月
- 第六卷 一九三七年三月(一九三八年)
- 第七卷 一九三九(一九四四年)
- 第八卷 帝国議会資料(これのみB5判)

● 捩定価 一本体 90,000円+税

ISBN4-8350-2899-6

日本のハンセン病療養所(2002年2月現在)



表示価格は、全て税別。

1100四・四改

不二出版(株)

〒113-0023 東京都文京区向丘1・2・12

電話(03)3812・4433

fax(03)3812・4464

振替 00160・2・94084